

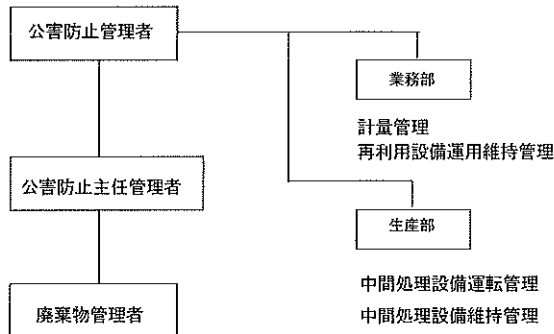
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">2024年 月 日</p>	
<p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p style="text-align: center;">住所 愛知県碧南市玉津浦町2番地2 氏名 衣浦ユーティリティー株式会社 代表取締役社長 倉地聡一郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0566-42-0151</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	<p>きぬらちゅーていりていーかぶしきがいしゃ 衣浦ユーティリティー株式会社</p>
事業場の所在地	愛知県碧南市玉津浦町2番地2
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	35 熱供給業
②事業の規模	前年度売上実績 708,771万円
③従業員数	33人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (2023 年度) 実績】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管, 廃水銀灯, 廃電池)
	排出量	20,359 t	52 t	126 t	8 t	0 t
	(これまでに実施した取組)					
	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理設備の適正な運転管理により発生汚泥量の減量に努める 良質な燃料の購入に努める 電気集じん機の適正な運転・保守に努める 					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管, 廃水銀灯, 廃電池)
	排出量	23,335 t	50 t	168 t	6 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)					
	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理設備の適正な運転管理により発生汚泥量の減量に努める 良質な燃料の購入に努める 電気集じん機の適正な運転・保守に努める 燃料をC重油から天然ガスに転換する 					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、金属くず、木くず、不燃物 (コンクリート、ガラス類)、の分別を徹底し、引取業者と協力して再生利用を進める
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、廃水銀灯、廃電池) の分別を徹底し、引取業者と協力して再生利用を進める

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃水銀灯、廃電池）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	787 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・排水処理汚泥のコンポスト化					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃水銀灯、廃電池）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	729 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・排水処理汚泥のコンポスト化の比率を高める					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
① 現状	【前年度（ 2023 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃水銀灯、廃電池）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	19,572 t	0 t	111 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・排水処理汚泥の脱水及び発酵 ・無機汚泥の濾過地での乾燥						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃水銀灯、廃電池）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	21,570 t	0 t	148 t	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・排水処理汚泥の脱水設備の適正な運転管理に努める ・無機汚泥の濾過地での適正な乾燥						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度 (2023 年度) 実績】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯, 廃水銀灯, 廃電池)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯, 廃水銀灯, 廃電池)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度 (2023 年度) 実績】					
	産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯, 廃水銀灯, 廃電池)
	全処理委託量	0 t	52 t	15 t	8 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	15 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	4 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・排水処理汚泥の引取先でのコンポスト化及びセメント原料として再利用 ・ばいじんはセメント燃料として再利用						

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	排水処理汚泥	ばいじん	無機汚泥	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量	1,036 t	50 t	20 t	6 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	886 t	0 t	20 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	886 t	0 t	0 t	3 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への処理委託促進					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。